藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第312号

2008年3月13日(平成20年)

藤沢市長 海 老 根 靖 典 様

藤沢市個人情報保護制度運営審議会会長 横山 弘美

防災対策に係る企画,研究及び総合調整事務に係る個人情報を取り扱うことに関する一般的制限及びコンピュータ処理について (答申)

2008年2月28日付けで諮問(第313号)された防災対策に係る企画,研究及び総合調整事務に係る個人情報を取り扱うことに関する一般的制限及びコンピュータ処理について次のとおり答申します。

### 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第8条第2項第2号の規定による社会的差別の原因となる 事項に関する個人情報を取り扱う必要性があると認められる。
- (2) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性は、「3 審議会の判断理由」の(3)に述べるところにより認められる。

#### 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり社会的差別の原因となる 事項に関する個人情報を取り扱う必要性及びコンピュータ処理をする必要性は次 のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 武力攻撃事態等の場合

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)第32条及び第33条において「家族がその近親者の運命を知る権利」に基づき、行方不明であると報告された者の捜索が紛争当事者に義務づけられ、その情報伝達が紛争当事者及び各国赤

十字社に義務づけられている。

同条約の規定を踏まえ、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第94条から第96条までにおいて、総務大臣及び地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報を収集し、安否情報について照会があったときは回答することとしている。

安否情報システム(以下「本システム」という。)は国及び地方公共団体がこれらの事務の処理を効率的にするために消防庁が開発したものであり、 その主な機能は、「安否情報の入力」、「安否情報の整理」、「安否情報の報告」及び「安否情報の提供」の4つとなっている。

### イ 自然災害の場合

消防庁の本システムは、安否情報に対する収集・回答に対し、同様の趣旨から自然災害・事故時においても地方公共団体が利用できるよう開発されている。その主な機能は、武力攻撃事態等と同様に「安否情報の入力」、「安否情報の整理」、「安否情報の報告」及び「安否情報の提供」の4つとなっている。

自然災害・事故時における安否情報は、場所、場面等、武力攻撃事態等に 比べて被害が限定されることから、次の基本型と拡張型に分類されている。 なお、自然災害・事故時における本システムを利用する場合は、都道府県 が消防庁に対し、利用予定期間等を消防庁に届け出る必要がある。

# (ア) 「基本型」

市区町村から都道府県への報告は行われるが、都道府県から消防庁への報告が行われないことから、全国共通のデータは作成されない。(被害の程度により、1つの市町村のみで安否情報を共有する場合から、1つの都道府県及び当該都道府県内の市区町村のみが安否情報を共有する。)

#### (イ) 「拡張型」

市区町村から都道府県への報告が行われる。次に、都道府県から消防庁への報告が行われ、全国共通のデータが作成される。(全地方公共団体と消防庁が安否情報を共有する。)

## ウ 本システムの接続及び稼働時期等

本システムへの接続については、総合行政ネットワーク回線 (Local Goverment Wide Area Network) を使用する。

本システムの稼働については, 19年度末に稼働することとなったため, 諮問するものである。

## (2) 安否情報の収集について

地方公共団体(主として市区町村,都道府県は必要に応じて)は,武力攻撃 事態や緊急対処事態の認定がなされたときは,国民保護法の規定により負傷者, 死者及び避難施設・収容施設に滞在する避難住民の安否情報の収集に努めなけ ればならないとされている。

安否情報の収集場所は、避難所、医療機関(入院患者のみ)、警察本部等で、紙ベースの様式により安否情報の収集対象者本人による記入が可能であれば本人が、不可能であれば行政職員・医療関係職員・警察職員等が記入可能な情報を記入する。

(県立病院、警察情報については、県が安否情報を収集・入力)

(3) 個人情報として社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性について

外国人に関する安否情報については、国民保護法第96条第1項の規定により日本赤十字社が総務大臣及び地方公共団体の長が保有する安否情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、外国人に関する安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならないと規定されており、同条第2項において総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報の収集に協力しなければならないと規定されている。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成15年政令第252号。以下「国民保護法施行令」という。)第23条第1項第5号により、国籍(日本国籍を有しない者に限る。)について収集・整理することとされていることから、一般的制限について諮問するものである。

# (4) コンピュータ処理する必要性について

武力攻撃事態等が発生した場合、消防庁は本システムのモード変更の決定及び都道府県への連絡、都道府県から市町村へ連絡があって本システムの稼働が始まる。

市町村において、避難住民・負傷住民及び死亡住民の情報を入力することにより、市町村の専用領域に蓄積され、情報の重複を排除するなど整理を行った後、市町村が属する都道府県の専用領域に安否情報が報告される。

都道府県において、管内の市町村から報告された安否情報と独自で入力した 安否情報が都道府県の専用領域に蓄積され、情報の重複を排除するなど整理を 行った後、消防庁の専用領域に安否情報が報告される。

消防庁において安否情報を整理した後,共用領域に転送すると全国データが 完成し,全地方公共団体から接続することができ,提供機能により蓄積されて いる安否情報の検索を行い,該当する情報があった場合に国民の照会に対する 回答書の作成を行うというシステムとなっている。この一連の作業をコンピュ ータにより処理するもので,全国のデータを迅速かつ正確に処理するためには, コンピュータによる処理が不可欠であると考える。

また, 自然災害・事故時の場合も同様のコンピュータ処理を行う。

(5) 安全対策について

安全対策として、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程に基づき運用するとともに、安否情報の収集等の必要性が生じた場合、本システムヘログインするための職員及びユーザー I D 及びパスワードの交付並びに管理等については、管理責任者(災害対策課長)が次のとおり運用を行う。

ア 本システムの入力及び回答等の業務に携わる職員は、事前に指定された所 属部 (課)の職員のみとする。

イ 安否情報の収集等の必要性が生じた場合、上記アで指定された職員のみに ユーザーID及びパスワードを交付する。

- ウ 当該事案に係る本システムの運用が終了後,直ちに交付したユーザー I D 及びパスワードを変更する。
- エ ユーザーID及びパスワードの管理については,災害対策課内の鍵のかか る金庫において厳重に管理する。
- (6) 安否情報の収集内容について

ア 避難住民・負傷住民

- (ア) 氏名 (イ) フリガナ (ウ) 出生の年月日 (エ) 男女の別
- (オ) 住所(郵便番号を含む) (カ) 国籍
- (キ) その他個人を識別するための情報 (ク) 負傷(疾病)の該当
- (ケ) 負傷又は疾病の状況 (コ) 現在の居所
- (サ) 連絡先その他必要情報
- (シ) 親族・同居者からの照会があれば、(ア)から(サ)までの回答に同意するか どうか
- (3) 知人からの照会があれば、(7)、(4)及び(2)の回答に同意するかどうか
- (t) (ア)から(サ)までを親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答 又は公表することについて、同意するかどうか

# イ 死亡住民

- (ア) 氏名 (イ) フリガナ (ウ) 出生の年月日 (エ) 男女の別
- (オ) 住所(郵便番号を含む) (カ) 国籍
- (キ) その他個人を識別するための情報 (ク) 死亡の日時・場所及び状況
- (ケ) 遺体が安置されている場所 (コ) 連絡先その他必要情報
- (サ) (ア)から(コ)までを親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答に 同意するかどうか
- (7) 回答対象情報について

ア 氏名 イ 出生の年月日 ウ 男女の別 エ 住所 オ 国籍

- カ 個人を識別するための情報 (アからオまでのいずれかが不明である場合に おいて, 当該情報に代えて個人を識別することのできるもの)
- キ 避難住民の該当性の有無 ク 負傷や疾病の有無 ケ 死亡の有無
- コ 負傷や疾病の状況 サ 死亡の日時・場所及び状況
- シ 現在の居所(遺体の所在を含む) ス 連絡先その他必要情報
- (8) 本人の同意・不同意について
  - ア 照会者が被照会者の親族・同居者及び知人である場合,被照会者が積極的 に不同意を示している場合を除き,回答を行う。

死者,意識不明者,幼児等の場合,意思確認をする業務上の余裕がない場合,記入漏れの場合等においては,積極的な不同意の意思表示がないこと,公益上の必要性等を踏まえ回答を行う。ただし,知人の場合は,(7)のア及びキからケまでのみについて回答する。

イ 照会者が被照会者の親族・同居者及び知人以外である場合,被照会者が同意する場合,(7)のアからシまでを回答する。

死者の場合は、遺族が回答に同意する場合に回答する。意識不明者等は「公益上特に必要があると認められるとき」として例外的に回答できるかについては、当該情報を収集した地方公共団体の判断とし、他の情報共有団体は同意・不同意を基準として回答する。

- (9) 照会者の本人確認について
  - ア 安否情報の照会にあたっては、本人であることを証明する書類を照会窓口に提出又は提示をさせる。(運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住基カード等)
  - イ やむを得ない理由により当該書類を提出又は提示できない場合,若しくは電子メール,ファックス,電話等の方法により照会があった場合においては,回答主体の総務大臣又は地方公共団体の長は,照会者の住所,氏名,生年月日,及び性別の4情報を照会者の住所地市町村に問い合わせ,保有する住民基本台帳と照合を行う。(国民保護法第95条第1項)
- (10) 実施時期

2008年(平成20年)3月末予定

- (11) 提出資料
  - ア 国民保護法, 国民保護法施行令と住基法・戸籍法の比較, 国民保護法施行令, 国民の保護に関する基本指針
  - イ 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の 照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令
  - ウ 「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び 回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行

並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について(通知)

- エ 自然災害・事故等の安否情報システム利用手続に係る意見照会等について (照会)
- オ 安否情報システムの概要
- カ 個人情報取扱事務届出書
- キ 有事における国民保護のためのしくみ

## 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報として社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性について

外国人に関する安否情報については、国民保護法第96条第1項の規定により日本赤十字社が総務大臣及び地方公共団体の長が保有する安否情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、外国人に関する安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならないと規定されており、同条第2項において総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報の収集に協力しなければならないと規定されている。

そして、国民保護法施行令第23条第1項第5号により、国籍(日本国籍を有しない者に限る。)について収集・整理することとされている。

以上のことから判断すると,個人情報として社会的差別の原因となる事項を 取り扱う必要性があると認められる。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

ア コンピュータ処理をする必要性

武力攻撃事態等が発生した場合、消防庁は本システムのモード変更の決定及び都道府県への連絡、都道府県から市町村へ連絡があって本システムの稼働が始まる。

市町村において、避難住民・負傷住民及び死亡住民の情報を入力することにより、市町村の専用領域に蓄積され、情報の重複を排除するなど整理を行った後、市町村が属する都道府県の専用領域に安否情報が報告される。

都道府県において、管内の市町村から報告された安否情報と独自で入力した安否情報が都道府県の専用領域に蓄積され、情報の重複を排除するなど整理を行った後、消防庁の専用領域に安否情報が報告される。

消防庁において安否情報を整理した後、共用領域に転送すると全国データが完成し、全地方公共団体から接続することができ、提供機能により蓄積されている安否情報の検索を行い、該当する情報があった場合に国民の照会に対する回答書の作成を行うというシステムとなっている。この一連の作業で

全国のデータを迅速かつ正確に処理することが不可欠である。

また, 自然災害・事故時の場合も同様の処理を行う。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

### イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程に基づき運用するとともに、安否情報の収集等の必要性が生じた場合、本システムへログインするための職員及びユーザーID及びパスワードの交付並びに管理等については、管理責任者(災害対策課長)が次の(ア)から(エ)までのとおり運用を行うこととしている。

- (ア) 本システムの入力及び回答等の業務に携わる職員は、事前に指定された 所属部(課)の職員のみとする。
- (イ) 安否情報の収集等の必要性が生じた場合,上記アで指定された職員のみ にユーザーID及びパスワードを交付する。
- (ウ) 当該事案に係る本システムの運用が終了後,直ちに交付したユーザー ID及びパスワードを変更する。
- (エ) ユーザー I D 及びパスワードの管理については、災害対策課内の鍵のかかる金庫において厳重に管理する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

#### (3) 条件

本システムについては、武力攻撃事態等の場合に本システムを使用することについては法的な根拠がある一方、自然災害の場合に本システムを使用することについては明確な法的根拠が存在しない。よって、明確な基準が存在しない現状においては、自然災害が発生した場合に本システムを使用するかどうかは、実施機関の判断のみに委ねられることになる。しかし、必ずしもすべての自然災害においてコンピュータ処理をする必要性があるわけではない。

したがって、どの程度の自然災害が発生した場合に本システムを使用するのかにつき、実施機関において基準を定め、その基準に従って本システムを使用することを条件とするものである。

以 上